

人口と世帯数 (平成30年1月1日現在)	
人口	男 29,164 女 29,220 計 58,384
世帯数	30,176



今号の主な記事

2面 証明書等のコンビニ交付を開始します 3面 公共施設に関するアンケート調査を実施しました 4面 嘱託職員を募集します
5面 下水道使用料の減免について 6面 郷土資料室企画展示「西多摩の埋蔵文化財展」 7面 北村裕花原画展 8面 保健ガイド

確定申告・住民税（市・都民税）の申告はお早めに！

～平成29年分の申告受付期間は、2月13日(火)～3月15日(木)までです～

市役所での申告

【問合せ】課税課市民税係 ☎ 551・1610

※税務署員による福生市役所での出張相談は今年度から廃止となりました。

項目	所得税確定申告		住民税（市・都民税）申告
	税理士会による相談・受付	市職員による相談・受付	市職員による相談・受付
受付期間（土・日曜日は除く）	2月13日(火)～21日(水) ・午前9時～10時30分 ・午後1時～3時 ※混雑状況により早めに受付を終了することがあります。	2月22日(木)～3月15日(木) ・午前9時～11時 ・午後1時～4時	2月13日(火)～3月15日(木)※住民税申告は土曜日でも受付できます。 ・午前8時30分～午後5時15分 ※水曜日は午後8時まで受け付けます。また、土曜日の正午～午後1時まででは受付できません。
受付場所	市役所第一棟2階会議室		市役所1階4番課税課窓口
所得関係	年金・給与所得	○	▼住民税（市・都民税）の申告が必要な方 ・給与所得がある方で、勤務先から福生市に給与支払報告書が提出されていない方 ・非課税所得のみの方（遺族年金、障害年金、雇用（失業）保険受給者など） ・収入がなかった方で、扶養されていない、または扶養されていても扶養者が平成30年1月1日現在福生市外にお住まいの方
	事業所得（営業・農業）	○	
申告内容	不動産所得	※青色申告決算書または収支内訳書を作成済みの場合のみ。	・その他下記の「住民税（市・都民税）の申告が必要ない方」に該当しない方 ※上記以外でも控除の追加等をする方は、住民税申告または確定申告が必要です。
	医療費控除（セルフメディケーション税制含む）	○ ※医療費控除（セルフメディケーション税制）の明細書を作成済みの場合のみ。	
その他	住宅借入金等特別控除	○	▼住民税（市・都民税）の申告が必要ない方 ・所得税の確定申告をする方 ・平成29年中の所得が1か所からの給与のみで、勤務先から福生市に給与支払報告書が提出されている方（不明な場合は、勤務先の給与担当者にご確認ください。） ・平成30年1月1日現在65歳以上で年金収入が155万円以下（65歳未満は105万円以下）の年金所得のみの方
	譲渡所得（土地・建物・株式等）、過年分、消費税、相続税、贈与税の申告など	× ※市役所では受付できません。青梅税務署に相談してください。	

▼確定申告・住民税申告にお持ちいただくもの ※チェック表としてご利用ください。

- 申告書（税務署・市役所から送られてきた申告書がある場合）
- 印鑑（認印可、スタンプ式不可）
- 平成29年中の収入を証明するもの（給与・年金収入のある方は源泉徴収票〔原本〕、事業収入のある方は青色申告決算書、収支内訳書など）
- 控除に関する書類（◇生命保険料・個人年金保険料・地震保険料などの控除証明書 ◇国民年金保険料・国民年金基金の領収書または控除証明書
◇医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書 ◇身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害者控除対象者認定書など）
- 配偶者特別控除については平成29年中の配偶者の所得が分かるもの
- 本人確認書類①または②のいずれか（確定申告の際は写しの添付が必要です。）
 - ①マイナンバーカード
 - ②マイナンバーの通知カードなどの番号確認書類と運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなどの身分確認書類

税務署での確定申告

【問合せ】青梅税務署 ☎ 0428・22・3185

【期間】2月16日(金)～3月15日(木)
午前9時～午後5時（受付は午前8時30分から）
※土・日曜日を除く。還付申告は2月15日(木)以前でも申告できます。

【場所】青梅税務署（青梅市東青梅4-13-4）

▼青梅税務署員等による近隣市町での出張相談

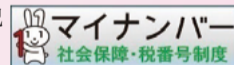
相談・受付日	相談時間	場所
2月1日(木)・2日(金)	・午前9時30分～11時 ・午後1時～3時	瑞穂町役場
2月7日(水)～9日(金)		あきる野市中央公民館
2月14日(水)		あきる野市五日市出張所

▼休日開庁 ※受付は午前8時30分から

相談・受付日	相談時間	場所
2月18日(日)・25日(日)	・午前9時～午後5時	立川税務署

申告書への個人番号の記載について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入により、所得税の確定申告書および住民税申告書に、個人番号の記載が必要であるとともに本人確認（番号確認と身元確認）書類の提示または写しの添付が必要となりました。申告者本人の個人番号以外に、控除対象配偶者や扶養親族等についても個人番号の記載が必要です。



その他、申告に際しての変更点・注意点について

医療費控除を受ける方へ

▼セルフメディケーション税制の創設について

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進および疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行う個人が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間にスイッチOTC医薬品を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が創設されました。
※本特例の控除を申告する場合には、従来の医療費控除を受けることはできません。従来の医療費控除とセルフメディケーション税制のどちらを選択するかは、



申告者ご自身の選択となります。

▼医療費控除における添付書類の変更について

平成30年度住民税申告（平成29年分確定申告）から、従来の医療費控除を申告する場合には「医療費の明細書」、セルフメディケーション税制の控除を申告する場合は「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となりました。領収書の提出は不要となりますが、ご自身が5年間保管する必要があります。市または税務署から求められたときには提示または提出しなければなりません。各健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」により明細書の記入を省略できることがあります。ご不明な場合は各保険者等にご確認ください。

※平成31年分までの申告は、従前どおり医療費の領収書の添付または提示によることも可能です。

公的年金を受給されている方へ

年金所得者について、以下の①②ともに該当する場合は、所得税の確定申告をする必要はありません。ただし、医療費控除などによる還付を受ける場合は、所得税の確定申告をすることもできます。詳しくは青梅税務署へお問い合わせください。

- ①公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
 - ②公的年金等に係る雑所得以外の合計所得が20万円以下
- ※確定申告が不要な場合でも、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の控除を受けるとき、および公的年金等に係る雑所得以外の所得があるときは、住民税の申告が必要です。

2面にも確定申告に関する記事を掲載しています →